

令和5年度版

(インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症以外の感染症の診断を受けた場合)

保護者の皆様

学校では、学校保健安全法施行規則により「学校において予防すべき感染症」の種類と出席停止の期間が定められています。これらの感染症にかかった場合、出席停止となり、欠席扱いとはなりません。下記書類を、医療機関で記入していただき、担任に提出してください。

主治医 殿

この度は、本校生徒が大変お世話になります。お忙しいところ申し訳ございませんが、下記ご記入くださいますようお願い申し上げます。

登校許可証

東京都立第一商業高等学校長 殿

生徒氏名 _____

上記のものは、下記の学校で予防すべき感染症が軽快し、かつ学校保健安全法の基準により感染症の予防上支障がないと認めたので、登校を許可します。

診断名： _____

欠席しなければならない期間： ____月 ____日 から ____月 ____日

令和 ____年 ____月 ____日

医療機関名

医師名 _____ 印

学校において予防すべき感染症の種類及び出席停止の期間の基準

	考え方	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第一種	感染症法の一類感染症及び二類感染症（結核を除く）	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る） 中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る） 特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう）	治癒するまで ※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から第九項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は第一種の感染症と見なす。
第二種	空気感染または、飛沫感染する感染症で児童生徒等の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性の高いもの	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く） 百日咳 麻疹（はしか） 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） 風しん（三日ばしか） 水痘（水ぼうそう） 咽頭結膜熱（プール熱） 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る）であるものに限る） 結核 髄膜炎菌性髄膜炎	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで 特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌薬療法による治療が終了するまで 解熱した後3日を経過するまで 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫張が発現した後5日を経過、かつ、全身状態が良好になるまで 発しんが消失するまで 全ての発しんがかさぶたになるまで 主要症状が消退した後2日を経過するまで 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで 症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性があるもの	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎（はやり目） 急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	条件によっては出席停止の措置が考えられるもの	その他の感染症 （溶連菌感染症 A型肝炎、B型肝炎 手足口病 伝染性紅斑（リンゴ病） ヘルパンギーナ マイコプラズマ感染症 感染性胃腸炎（ノロウイルス等） など	学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り学校医の判断を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置を取ることができる。

※通常、出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症の例：アタマジラミ、伝染性軟属種（水いぼ）、伝染性膿痂疹（とびひ）

関係法令）学校保健安全法施行規則第18、19条及び学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令（令和5年文部科学省令第22号令和5年5月8日施行）

参考文献）「学校において予防すべき感染症の解説＜平成30（2018）年発行＞」